

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	令和 7 年 1 2 月 8 日 (月) 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 1 時 4 2 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6 人)	舘 大樹 岸 圭介 山田 昌紀
	小沼 富夫 橋田 夏枝 長嶋 一樹
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	次長 主事補
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第21号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求め
る意見書」の採択を求める陳情
結 果 不採択

午後1時30分 開会

○委員長【館大樹議員】 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

それでは、「陳情第21号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求め
る意見書」の採択を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおり
です。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、令和7年「陳情第21号、「最低賃金の
改善と中小企業支援の拡充を求め
る意見書」の採択を求める陳情」について、意見
を申し上げます。

我が国の最低賃金につきましては、2008年頃から毎年上昇を続け、近年に
おけるその平均額面を見ていきますと、2023年は945円、2024年は9
98円、そして、本年は1067円となっており、確実に上昇しているところ
であります。このトレンドは、現在の景気動向から判断すると、2026年も継続
していくものと考えられるとともに、加えて、いよいよ顕著になってきた少子高
齢化による就業者の減少傾向から判断すると、さらなる上昇も視野に入れること
ができます。

さらに、神奈川県
の最低賃金に目を転じてみますと、2024年に1162円
に引き上げられ、本年は1225円となっており、全国平均以上の最低賃金の引
上げが実現されているところであります。

次に、国では、現在、中小企業・小規模事業者の生産性向上や、価格転嫁等の
取引条件の改善等の取組を全力で推し進めて、物価上昇に応じた賃上げと、最低
賃金引上げの加速を図るとともに、地域間格差の是正に努めています。具体的
には、我が国の企業数の99%以上、従業員数の約70%を占める中小企業を中心
として、価格転嫁の円滑化等の環境整備を図るとともに、経営基盤の強化、成長
に向けた支援を充実することを通して、賃上げ環境の整備を進めています。この
ように国主導による最低賃金の目標設定が明確に行われている現状があります。

また、中小企業における最低賃金の引上げを考慮するとき、その企業規模や経
営状況、加えて、社会保険や金融制度など、考慮しなければならない多くの課題
があることも事実であります。つまり、最低賃金の引上げは、企業に対して過度
な負担をかける側面もあり、特に中小企業は資金繰りに余裕がなく、急激な人件
費の増加は、経営に負の側面からの影響を与える可能性があります。要するに、

その経営の柔軟性を損ね、従業員の雇用維持や事業継続に大きな影響を及ぼす恐れがあるということです。

最低賃金の改善や中小企業の支援の拡充の必要性は十分理解するところでありますが、以上の理由から、本陳情は不採択とします。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、私からも陳情第21号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、神奈川県は最低賃金は1225円で、東京都の1226円に次いで2番目に高い状況であります。全国でも1000円を超えました。過去、伊勢原市議会においても同様の陳情が何度も提出され、労働者の視点に立ち、最低賃金を上げるよう意見書を提出しておりました。

つい先日、中小企業の経営者に、私の時給、幾らか分かるか、時給換算したら500円だよと言われ、愕然としたのを記憶しております。人件費の高騰により人は雇えない、自分が働くしかない、経営者に労基は関係ないからね、ある意味、自虐的におっしゃっていました。

中小企業においても、同一労働同一賃金制度であります。パートタイムの労働者にも雇用保険がかかり、経営者側の負担はこれまでになく大きなものになっております。

人件費を削る以前に、会社倒産の危機であるという経営者もいらっしゃいます。ここは一度立ち止まってもよろしいのではないのでしょうか。労働者のことも理解できますが、会社がなくなるとは元も子もない。労働者だけでなく、経営者側への支援も必要であると考えます。最低賃金を引き上げるのは、今ではありません。よって、本陳情に対しては反対いたします。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも陳情第21号に対して意見を述べさせていただきます。

最低賃金の引上げは毎年上昇を続け、令和元年には神奈川県の最低賃金が初めて1000円を突破し、1011円となりました。令和5年度は1112円、令和6年度は1162円、そして、令和7年10月4日からは63円と大きく県最低賃金が引き上げられ、1225円となりました。石破政権のときは、最低賃金1500円台を2020年代までに達成するという目標を掲げていました。今年の秋、高市政権に替わり、最低賃金1500円台目標という看板は下げませんでした。明確な時期について明言を避けているものの、今後も段階的に引き上げられていくかと思われれます。

陳情内容として、最低賃金を抜本的に引き上げることを要望していますが、急激な賃上げは企業の体力を奪うことになり、中小企業や小規模事業者にとっては深刻な痛手となります。少子高齢化はますます進み、若手労働者獲得に向けて、近年、売手市場となっており、新卒採用を中心に賃上げ競争が過熱する傾向にあります。

しかしながら、賃金上昇の原資は、そもそも経済成長による企業収益の増加や、労使一体で取り組む生産性向上によりもたらすものであり、企業の競争力、成長力が増加した上で行われるべきです。コストインフレ時代である今日、生活に苦しむ労働者の助けとなる賃金上昇を進めることに全く異論はございませんが、企業の健全な成長と労働者の能力、生産性アップが伴わない中での急激な賃上げ上昇は現実的ではないと考えます。

本陳情にあるさらなる急激な最低賃金の上昇圧力は、余裕を持たない中小企業の体力をますます削るものであり、企業倒産にもつながりかねません。企業が負担に耐えつつも成長し、労働者が賃金上昇を勝ち取るその変化は、穏やかでバランスのとれたものにしなければならないと考えます。

中小企業支援の拡充については、トランプ関税の影響を直接的、間接的に受ける中小企業に対して資金繰り支援を行うべきか、社会保障料の事業主負担を軽減するべきなのか、どういった支援が効果的で経済成長につながるかを慎重に議論する必要があります。国民からの貴重な血税を原資にするわけですから、一律に中小企業に公金をばらまくことなく、公平性を持って国民の納得する支援策を決める必要があるかと思えます。

以上述べたとおり、最低賃金の上昇は、国内外の状況を見極めながら、慎重にかつ段階的に行うべきであり、抜本的あるいは急激な最低賃金改善を求める本陳情は不採択とします。

○委員【小沼富夫議員】 「陳情第21号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

本陳情は、最低賃金を抜本的に引き上げ、中小企業支援策の拡充を国に求める意見書を提出するよう求めておりますが、私はこの陳情に賛同することはできません。

第1に、急激な最低賃金引上げは、既に人手不足や価格転嫁の難しさに直面している中小企業・小規模事業者に過度な負担を与え、採算悪化や雇用の抑制、そして、シフト削減、さらには廃業増加など、地域の雇用環境そのものを悪化させるおそれがあります。非正規雇用労働者の生活改善を目的としながら、かえって働く場を奪う逆効果を生む可能性は無視できません。

第2に、物価高騰が続く中で最低賃金を大幅に引き上げれば、企業は経営を維持するため、価格転嫁に踏み切らざるを得ず、結果として、食品や生活必需品、各種サービス料金のさらなる値上げにつながり、国民全体の生活を一層苦しめることになりかねません。

第3に、最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を同時に求める姿勢は、結局のところ、国の財政負担を拡大させ、将来的な増税や社会保障費の財源圧迫にもつながりかねず、賃上げありきで支援を求める構図は持続可能とは言えません。本来、最低賃金の水準は、国と審議会が経済状況を総合的に判断し、段階的かつ安定的に引き上げるべきものであり、地方自治体が一方的に抜本的引上げを求め

ることには慎重であるべきです。

以上の点から、地域経済の実情を踏まえれば、急激な最低賃金引上げではなく、生産性向上支援や労働環境改善、人材育成などの着実に持続可能な取組こそが求められており、私は本陳情には反対をいたす立場にございます。

以上でございます。

○委員【岸圭介議員】 私からも陳情第21号について意見を述べさせていただきます。

物価上昇に賃金上昇が追いついていない現在、食費も切り詰めて生活している方が多くいるのが実情です。最低時給程度で働くパート・アルバイトは半数を超えるというデータもあります。それらの方々の生活を改善するためにも、景気をよくするためにも、企業の税制優遇とセットになったさらなる賃上げが必要です。思い切った積極財政で行うことが、その後の景気をよくし、税収増につながります。

以上の理由から、陳情第21号に賛成いたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採決に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【館大樹議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【館大樹議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後1時42分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和7年12月8日

産業建設常任委員会

委員長 舘 大 樹